

インドの農村協同組合

—— 自由化のなかで自立をめざす農協組織 ——

〔要 旨〕

1. イギリスからの独立後、インドが社会主義型社会の実現をめざして政府主導型の計画経済体制をとるなかで、各種農協組織は政府のパートナーとして保護・育成され、巨大な組織に成長した。その結果、農業金融、肥料の生産と販売、農産物販売、製糖業、酪農などの分野で農協は大きな位置を占めるようになった。
2. インドの代表的な農協として、信用農協と酪農協および製糖協同組合の現状を概観した。信用農協のうち、主に短期融資を行う農業信用協同組合は、農村世帯の7割近くを組織し、農業生産増大のために、資金を農村に流すパイプの役割を担っている。酪農協や製糖協同組合も、ミルクや砂糖の生産増大、それに農村貧困の軽減に一定の効果をもたらした。
3. 行政の保護の下で拡大してきたインドの農協組織が抱えている主要な問題点を、以下の観点から整理した。①経済発展への貢献、②貧困緩和など社会的影響度、③経営体としての農協の自立性、④官僚や政治家による農協の外部支配。
4. 1991年にインドで本格的に始まった経済自由化政策によって、農協組織をとりまく環境も急速に変化しつつある。こうしたなかで、農協セクターも大きく動きはじめた。特筆されるのが、新しい協同組合法の制定の動きである。これは、協同組合が政府の支配から脱却し、組合員自治によって自立することをめざす画期的なものである。
5. 自由経済体制の下での農協の役割は、一つには、協同組合という組織原理の強みを生かして市場のなかで企業や商人などと競合しながら農村経済の発展の担い手となることであろう。また、依然として貧困が蔓延するインドでは、社会的弱者や貧困地帯の発展の牽引車として、地域住民の主体的参加意識を喚起しつつ、政府の開発政策の受け皿となる役割も期待されよう。

目 次

1. はじめに

2. インドがとってきた経済体制と農協の役割

(1) 社会主義型社会をめざした計画経済体制

(2) 計画経済下における農協の役割

3. インド 農協の到達点

(1) 農協の種類と役割

(2) 主要農協の成果

(3) インド 農協の問題点

4. 経済自由化のなかで転換を迫られる農協組織

(1) 自由化のなかで変わる農協の環境

(2) 自立と競争力強化をめざす農協

5. おわりに

1. はじめに

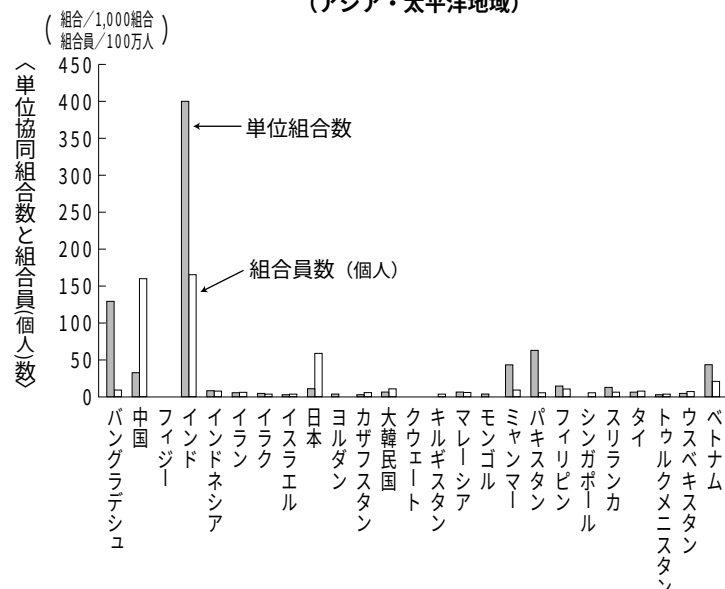
インドは1947年にイギリスからパキスタン(現パキスタンとバングラデシュ)とともに分離独立して以来、民主主義政権の下で社会主義型社会の実現をめざしてきた。このようなインドがとった経済体制は、国家の主導性と計画性が強い混合経済体制であった。

混合経済体制のなかで、農業は計画目標の達成と社会・経済の発展に貢献するよう、政府の強い保護と統制の下におかれることになった。そのための重要な役割を担ったのが各種の協同組合であった。農業分野に限らずインドでは計画経済体制の下で協同組合の育成が図られ、組合(単協)数は40.1万、組合員数(個人組合員)は1.7億人と、世界でも突出した組織をもっている(世界最大の人口を抱える中国ですら組合数3.2

万、組合員数1.6億人とインドにはおよばない)(第1図)。

国民の74%が農村に居住し、農業従事者が労働者の67%を占めるインド(1991年)では、もちろんこの協同組合の大部分は農村に存在し、農林漁業者を組合員とする農村協同組合(以下「農協」という)である。強

第1図 ICA加盟の協同組合数と組合員数
(アジア・太平洋地域)



資料 International Co-operative Alliance Regional Office for Asia and the Pacific, *ICA Member Organization in Asia and the Pacific-A Statistical Profile 1993*, p.8から筆者作成

(注) 1990年から94年の間のデータで、国によって調査時点は異なる。インドは1991年の値。

力な計画経済体制のなかで、これらの農協は、農村経済の特に金融と流通、それに若干の農産物の加工部門において大きな役割を演じてきた。

しかし、1980年半ばごろから加速度的に進み、91年に本格的に始まった経済自由化のなかで、インドの農協の役割も大きく変わりつつある。本稿では、まず、①独立以来インドがとってきた計画経済体制のなかで農協がどのように位置づけられ、②それがどのような成果を生み、③どのような課題を抱えているか、をみたあと、④新しい経済体制のなかで農協の環境がどのように変わり、⑤農協がいかに変わろうとしているのか、を概観していく。

2. インドがとってきた 経済体制と農協の役割

(1) 社会主義型社会をめざした 計画経済体制

イギリスから独立して以来、インドは東西冷戦下で自由主義陣営にも社会主義陣営にも属さず、第三勢力として独自の道を歩んできた。政治体制としては民主主義をとりながらも、社会主義型社会の実現をめざして、政府の役割がきわめて大きな、計画性の強い混合経済体制を選んだのである。

つまり、インフラや軍事産業はもちろん重化学工業など資本財産業は政府による公企業が担い、軽工業は民間セクターが担うという混合経済体制であった。また、民間セクターも、事業認可、生産規模などに関

する政府のライセンス（許認可）制度の下に、厳しい統制下におかれた。インドがこのような経済体制をとったのは、一つには冷戦下での政治的スタンス（親ソ的立場）が考えられる。しかし、それ以上に、イギリス植民地下で資本蓄積が遅れ、きわめて開発度合いの遅れた途上国として出発せざるをえなかったインドは、国家という装置を効果的に使うことで、急速な経済発展が実現できると考えたのであろう。^(注1)

このような経済体制の下でインドがめざしたものは、主に自給自足的で一国主義的な経済発展と、^{しほくあ}宿痾である貧困問題の解消であった。これは、工業化政策としては輸入品を国内製品に置き換えていくという輸入代替化政策であり、農業政策としては自給自足を基本とした増産政策であった。また、日々の食事もままならぬ貧困者層が国民の相当部分を占めるインドでは、貧困問題の解消が常に大きな課題として掲げられている。

経済計画は5ヵ年計画がつくられ、それが設定した目標、方法、資金に従って実行される。政変や干ばつなどの経済危機によって5ヵ年計画が中断・延期された時期はあるものの、1950年以来、これまでに8次の5ヵ年計画が終了し、現在第9次5ヵ年計画^(注2)（97-98～2001-02年度）が実施されている。

さて、こうした計画経済のなかで、農業・農村はどのように位置づけられていたのだろうか。まず注目しなければならないのは、計画時期によってトーンの違いはあれ、一貫して農業生産・農村問題が非常に大き

な位置を占めてきたことであろう。これは、以下のような理由によると考えてよいだろう。

- ①独立後、きわめて貧しい低開発国として出発し、現在でも一人当たりGDPが300ドル程度の貧困国のインドにとって、国民経済における農業の地位はきわめて高い（95-96年度でも27.1%）。
- ②州議会のみならず連邦（中央）議会においても、農業者出身の政治家が多く、彼らの主張が強い政治的影響力を持つ。
- ③貧困層の多くは農村に居住し、農業発展、農村開発が農村貧困の解消にもっとも有効な手段である。
- ④閉鎖経済的な発展戦略を選んだインドは、食料の自給を行わざるをえず、急速な人口増加と経済発展に伴う食料需要構造の変化に対応して食料増産をする必要がある。
- ⑤食料は家計支出の60%を占めており、都市貧困対策だけでなく、資本蓄積を促して早期工業化を達成するためにも低価格の食料供給が必要である。
- ⑥綿花など工業原料の増産が、インドの工業化の推進に不可欠である。

このような国家的目標を達成する重要な手段として、農協組織は政府の下で育成・保護され、同時にその強い統制下におかれることになった。

（注1） 絵所秀紀の整理によると、1980年代に市場メカニズムに全面的な信頼をおく新古典派的開

発アプローチが途上国に広く受け入れられるまで、開発における政府の役割を重視する構造主義的なアプローチが大きな力を持っていた。インドは、構造主義的なアプローチをとった途上国の一つの典型であった。絵所秀紀『開発の政治経済学』日本評論社、1997年。

（注2） インドの5ヶ年計画については、S.チャクラヴァルティー著、黒沢一晃・脇村孝平訳『開発計画とインド』世界思想社、1989年、田部昇「インドの経済開発計画」山中一郎編『南アジア諸国の経済開発計画』アジア経済研究所、1988年、1～75頁、などを参照。

（2） 計画経済下における農協の役割

a. 英植民地下の農協

計画経済下における農協の役割を整理する前に、インドにおける農協の歴史をごく簡単に振り返ってみよう。^{（注3）} イギリスの統治下にあったインドでは、19世紀後半、疲弊した農民の暴動が相次ぎ、悪化する農村貧困を防ぐために政府も対策をとらざるをえなくなった。借金苦にあった多くの農民を高利貸しから救うため、農民の互助組織として信用協同組合の設立が模索されたのである。1898～99年におきたベンガル地方の大飢饉も、飢饉防止策として農民保護を目的とした信用組合の設立をうながす大きな契機となった。

周知のように、19世紀末にはドイツなどヨーロッパで信用協同組合の設立が広がっており、インドでも、日本の農協と同様、ドイツのライファイゼン農協をモデルとして信用協同組合が導入されることとなった。1904年に信用協同組合法が制定されたが、1912年に改正され、信用組合以外の協同組合も認められ、また中央会の設立も可能となった。

こうして始まったインドの協同組合運動は、ボンベイ州（現在のマハラシュトラ州、グジャラート州）など活発な地域もあり、信用組合を中心にそれなりに発展した。しかし、全体として独立前のインドにおける協同組合の成長はかなり緩慢であったといえそうである。

独立直前の1945-46年度には、組合数は17.2万、組合員数は916.3万人（1組合平均53人）で、それは当時の農村世帯数の17%程度にすぎず、独立前のインド農村部における農協の普及はかなり限定されたものであったといえよう。また、当時の協同組合の80%は信用組合によって占められ、非信用組合の発展は微々たるものであった。

（注3） この部分の記述は主に以下の論文による。
高橋満「インド農協の政策と構造」滝川勉・斎藤仁編『アジアの農業協同組合』アジア経済研究所、1973年、219-268頁。

（注4） この比率は筆者の推計による。

b. 独立後の経済計画における農協の役割

インドにおいて農協の発展を促す契機となった経済計画の構想は、独立以前の1930年代初頭にまでさかのぼる。独立運動の核になり、独立後長く政権の座についたインド国民会議派（以下「会議派」という）は、1938年にジャワハルラール・ネルー（のちに初代の首相となる）を議長とする国家計画委員会を設置し、そこで独立後のインドがとるべき経済政策の指針について議論がなされた。

この委員会のなかには、土地の国有化を主張する急進的な左翼グループや、民族大

資本家グループなど様々な立場があり、それぞれの立場から幾つかの経済計画案が出されたが、これらの案は一様に協同組合の導入を強く主張していた。^{（注5）} ソ連のコルホーズのような協同組合による大規模農業経営の実現が、将来インド農業が進むべき方向として多くの指導者の脳裏に描かれていたのである。

1947年8月の独立から4年後、1951年に最初の5ヵ年計画が始まった。この第1次5ヵ年計画は「計画の名に値しない」ともいわれているが、それでも計画経済における新しい協同組合の役割を以下のように明確に位置づけている。

「個人主義を基本とした時代において、協同組合は、個々の国民が自衛のために団結する行為であった。この国において、協同組合は導入された当初から社会的な支援を受け保護されてきたが、社会を統制するという原理を導入することで、協同組合は一層積極的な役割を担うことになった。計画に基づく開発をめざす体制のなかで、協同組合は権限の地域分散と地域活力の活用などといった利点を生かすと同時に、積極的に経済計画の全ての目標を実現し、指令を実行するための手段となるのである。……協同組合組織は、もはや民間セクターの単なる一構成物ではない。それは、民主主義下における計画経済の不可欠の道具なのである。」（注6）

続いて第2次5ヵ年計画は、マハラノビス・モデルと呼ばれるマクロ経済モデルに基づいて、重工業に重点を置いた急速な経済発展と平等主義的な社会の実現をめざし、産業における公共部門拡大の必要性を前面に打ち出した。そして農村経済発展の担い手として、協同組合を政府のパートナーとして規定した。農業の経営も含め

て、農村経済は全面的に協同組合に組織されるべきだと考えられたのである。「農村の経済構造は、農業生産、農村工業、加工業、販売、農村商業、これらすべてが協同組合的な活動に組織される」ことが期待され、^(注7)村に居住する家族のすべてが少なくとも一つの協同組合の組合員になることをめざした。「協同組合の目的は、単なる協同組合的に組織された種々の活動ではなく、生活全般にかかわる協同組合的なコミュニティの形成を推進すること」であった。^(注8)究極的には、農村経済全般を村落 (village) を主体とした協同組合的な管理の下に組織することをめざしたのである。^(注9)

しかし、ソ連のコルホーズのように農協が農業経営にいたるまで農村経済の全面におよぶという当初のもくろみはかなり早い時期に挫折した。1952年に始まり、農協が大きな役割を担っていたコミュニティ開発戦略は早々と破綻した。そして、65-66年の大干ばつによる食料危機を契機として、インド農政は農村の相互扶助原理に信頼をおいたユートピア的なコミュニティ開発戦略や土地改革から、「強い者に賭ける」技術革新(緑の革命)戦略に大きく転換したのである。^(注10)

しかし、緑の革命に代表されるような資本集約的農業の発展と急速な食料増産が経済計画の大きな目標となるなかで、資金や生産資材(特に肥料)の供給チャンネル、また技術普及網としての農協の役割は一層大きくなったといえる。そうした生産力中心主義的な戦略においても、あるいはそうした

戦略においてこそ、インドの各種農協は厚く保護育成され、農村経済のなかで大きな役割を担い続けてきたといえよう。

(注5) 伊藤正二「独立前後における経済計画構想の諸系譜」山口博一編『インドの経済政策と諸階層』アジア経済研究所、1975年、1～31頁。

(注6) Government of India, *First Five Year Plan*, 1952, p.163.

(注7) Government of India, *Second Five Year Plan*, 1956, p.207.

(注8) *Ibid.*, p.223.

(注9) *Ibid.*, p.223.

(注10) S.チャクラヴァルティー、前掲書、43頁。

c. 農協政策の展開

——パートナーシップから支配へ——

第2次5ヵ年計画は、農村信用調査(Rural Credit Survey)の報告に従って、農協の育成と機能強化を図るため、政府が協同組合機関とパートナーシップを結ぶことを明確に表明した。そのパートナーシップは特に州や県の連合会で強く、また柔軟な形で単位農協にまでおよぶものとしている。^(注11)

農協に対する政府の支援は、資金的な支援と非資金的な支援に分けることができよう。資金的な支援は、以下のような様々な形態をとる。

- ①系統組織の様々なレベルにおける政府(州政府)の直接出資。これは、村落レベルの単位農協にまでおよぶ。
- ②信用農協の貸出資金源に対する資金補充。
- ③事業開始等のための資金融資、補助金供与。
- ④損失が出た際の財政的補填。

また、直接の資金援助ではないが、州段

階の長期信用農協（農業農村開発協同組合銀行）が資金調達のために金融債（debenture）を発行する際に、州政府が債務保証をする。

農協への非資金的な支援として最も大きなものは、農協が行う事業に対する民間セクターの参入規制であろう。インドの産業政策は既にみたように公共セクターの比重の大きさと民間セクターの複雑な統制を特徴としてきた。そして政府は農協をパートナーとすることで、農協に事業の独占権や優先権を与えた。当初、農業融資や肥料流通というきわめて重要な分野において農協に独占権が与えられた（後に、国営商業銀行や民間セクターの参入が認められ、独占は緩和された）。農産物加工（製糖業、乳業など）は、農協に事業の優先権が与えられ、保護^(注12)されてきた。

それだけでなく、協同組合をサポートするために連邦（中央）政府の機関が数多く設立された。全国段階における各農協組織の中央会機能が脆弱ななかで、これら政府機関が事実上の中央会的な機能を果たしている。例えば、信用農協等に資金を供給するための全国農業農村開発銀行（NABARD）、酪農協同組合を普及し事業をサポートする全国酪農開発局（NDDB）などである。このほかにも、政府機関である協同組合研修所が全国に散在し、農協のスタッフや政府の農協監督官など協同組合関係者の研修を行っている。

ところで、協同組合の組織原理は、当然のことながら組合員自身の相互扶助と民主

的な自治のはずである。インドで農協の育成が図られたのも、農村に伝統的に存在する相互扶助と自治の原理を政府が助長することで、貧困層も巻き込んで平等性の高い農村開発を加速できると期待されたからである。農協への全面的な支援を明確に打ち出した第2次5ヵ年計画においても、「国のパートナーシップの最も重要な基本は協同組合を支援することであって、介入したり支配したりすることではない」と明言^(注13)されている。

しかし、後でみるように期待した成果をあげないまま農協セクターが肥大化するなかで、政府は農協経営に対し直接的な介入と支配を強めていくことになった。インドが、国家を前面に押し出した発展戦略をとるなかで、農協は政府の保護と支配のなかで主体性の確立を行えないまま肥大化していった、というのがインドの多くの農協の実態といえるかもしれない。

以下、農協の成果と課題を概観するなかで、このことを検証していこう。

（注11） *Second Five Year Plan*, p.225.

（注12） インド協同組合全国中央会（NCUI）元専務のB.D.Sharma氏からの聞き取りによる。

（注13） *Second Five Year Plan*, p.225.

3. インド農協の到達点

（1）農協の種類と役割

a. 農協の種類と普及度

まず、農村部における協同組合（農協）の種類と国民経済に占める地位、組合員の広がりを見ることで、農協運動・政策の到達

度を鳥瞰してみよう（第1表）。

まず目を引くのは、農協のなかで最大組織である農業信用協同組合が全国の村の99.5%をカバーし、農村世帯の67%が加入しているという高い普及度であろう。また各種農協活動は、金融だけでなく、農産物や投入財の流通と加工と、ほぼ農村経済の全般にわたっている。この点だけをみれば、インドが経済計画のなかでめざしてきた農村経済の全般にわたる協同組合セクターの発展はかなり成果があったといえよう。

第1表 インドの主な協同組合組織の概観
(1996—97年度)

(単位 組合、千人、%)			
	単位組合数	組合員数	事業の市場シェア
協同組合全体	448,735	204,511	—
信用農協	—	—	(全体) 43.6
農業信用協同組合 (生産資金)	98,536*	91,403*	} (短期) 55.1 (中・長期) 24.9
農業農村開発協同 組合銀行(投資資金)	733 (2,542)**	5,951 (19,940)**	
都市信用協同組合	42,501*	24,640*	...
農産物販売協同 組合	8,801*	5,000*	(綿花) 72.9 (小麦) 28.5
肥料協同組合	2	—	(生産) 18.6 (販売) 30.4
消費者協同組合	25,750*	16,650*	...
製糖協同組合	248	3,750	56.8
酪農協同組合	77,000	9,720	18.3
漁業協同組合	11,440*	1,250*	...

資料 National Cooperative Union of India, *Indian Cooperative Movement: A Profile*, 1998, 等。
(注) 1. *が付いた数字は、95-96年度の数值。
2. **が付いた数字は、単位農業農村協同組合銀行に、その支店と州農業農村協同組合銀行の農村支店を加えた数值。
3. 信用農協の市場シェアについては、*Economic Survey 1997-98* の数值を使用(予測値)。短期融資、中・長期融資それぞれにおいて、協同組合銀行、指定商業銀行、農村地域銀行の農業融資額合計に占める協同組合銀行の割合を示したもので、必ずしも農業信用協同組合、農業農村開発協同組合銀行のシェアを示したものではない。また、民間の高利貸しなどインフォーマル金融はここでは考慮していない。
4. 肥料協同組合は、単位農業信用協同組合などを会員とする全国的組織で、個人の組合員はいない。

しかし、事業の種類によって農協が国民経済に占める地位には非常に大きな差がみられる。例えば、最も組合員数が多いのは、上でみたように農業信用協同組合で、組合員は9,140万人、農村世帯の67%を組合員として組織している(94-95年度)。同様に、長期の農業信用を供給する農業農村開発協同組合銀行の組合員は1,990万人で、加入農村世帯の割合は、およそ15%となる^(注14)。これらの信用農協が、短期および中・長期の農業信用供給量に占める割合は、それぞれ55.1%、24.9%、あわせて43.6%に達する(96-97年^(注15)度)。

同様に、それぞれの分野において市場占有率が高いのが、製糖協同組合(56.8%)、肥料協同組合(生産量は18.6%、販売量は30.4%)、農産物販売組合(綿花の72.9%、政府が調達する小麦の28.5%)、酪農協同組合(市場流通量の18.3%、生産量の6.4%)などである。

一方、営農協同組合や灌漑協同組合が農業生産や灌漑に占める地位はきわめて低い。営農組合と灌漑組合の組合員はそれぞれ31.7万人、50.6万人で、農村世帯のそれぞれ0.23%、0.37%しか組織していない^(注16)。インドの農協は、信用供給、流通、加工では大きなシェアを占めるようになったものの、社会主義国のように農業経営そのものにまで浸透することはほとんどなかった。

また、農協が流通・加工、そして技術普及において大きな比重を占めるサトウキビや酪農、綿花などは、国民所得の向上や工業化の進展によって急速に需要が増加する分

野であることが注目される。政府主導型の農協育成は、これらの成長部門の発展に大きな役割を果たしたことが、ここからうかがえる。

同時に、食料として最も重要な穀物(特に小麦とコメ)の流通と供給が基本的に中央政府による直接的な管理の下におかれるなかで、協同組合がその一端を担っていることに注意する必要がある。最も重要な主食であるコメや小麦の相当量(94-95年度で、コメは生産量の約16%、小麦は約18%)は中央政府(インド食糧公社: FCI)によって一定の価格で買い上げられて、国家管理の下におかれる。そして、公共配給システム(PDS)によって食料不足地域や都市労働者などに安価で売られる。インドの食糧安全保障と農産物価格保証制度^{かなめ}の要である。この食糧安全保障システムおよび農産物価格保証システムにおいて、農作物の調達機関として農産物販売組合が、末端での供給機関として消費者協同組合と(多目的事業経営の)単位農業信用協同組合が組み込まれている。

政府のイニシアチブを前面に出した計画経済体制のなかで、各種の農協組織は、信用、流通、加工など広い範囲できわめて大きな役割を担ってきたといえよう。

(注14) NCUI, *Indian Cooperative Movement: A Profile*, 1998. その他。筆者推計を含む。

(注15) Government of India, *Economic Survey 1997-98*, p.119.

(注16) 組合員数(営農組合は95-96年度、灌漑組合は94-95年度)のデータは、*Indian Cooperative Movement: A Profile* による。全農村世帯に占める比率は、筆者の推計値。

(2) 主要農協の成果

次に、主要な農協の成果についてみていこう。

a. 信用農協

インドにおけるフォーマルな農村金融は、政府金融機関である全国農業農村開発銀行(NABARD)を頂点として、第2図が示すように、商業銀行と信用農協によって担われている。後者は、主に短期信用供給に携わる農業信用協同組合と、長期の信用供給に携わる農業農村開発協同組合銀行の、二つの系列がある。^(注17)

(注17) 短期融資を主とする農業信用協同組合系統には、全国レベルに州協同組合銀行全国連合会があるが、主に連絡機能・ロビー活動のための団体で、金融業務は行わない。長期融資を主とする農業農村開発協同組合銀行系統も全国レベルに協同組合農業農村開発銀行全国連合会があるが、同様に金融業務は行わない。

(a) 組織の概略

組合員9,140万人を抱える農業信用協同組合系統は、第2図が示すように「村レベルの単協」「県レベルの県協同組合中央銀行」「州レベルの州協同組合銀行」の三段階の組織構造をもつ。1単協は平均で7村をカバーし、既にみたように農村世帯の約7割が加入し、組合員数は1組合平均1,071人(96-97年度)となっている。単協から融資を受けている組合員の比率は40.2%(同年度)に達する。

データは若干古い(83-84年度)、この単位農業信用組合の約半数は生産資材の共同購入(50%)および消費財の共同購入事業^(注18)(51%)を行う多目的農協となっている。し

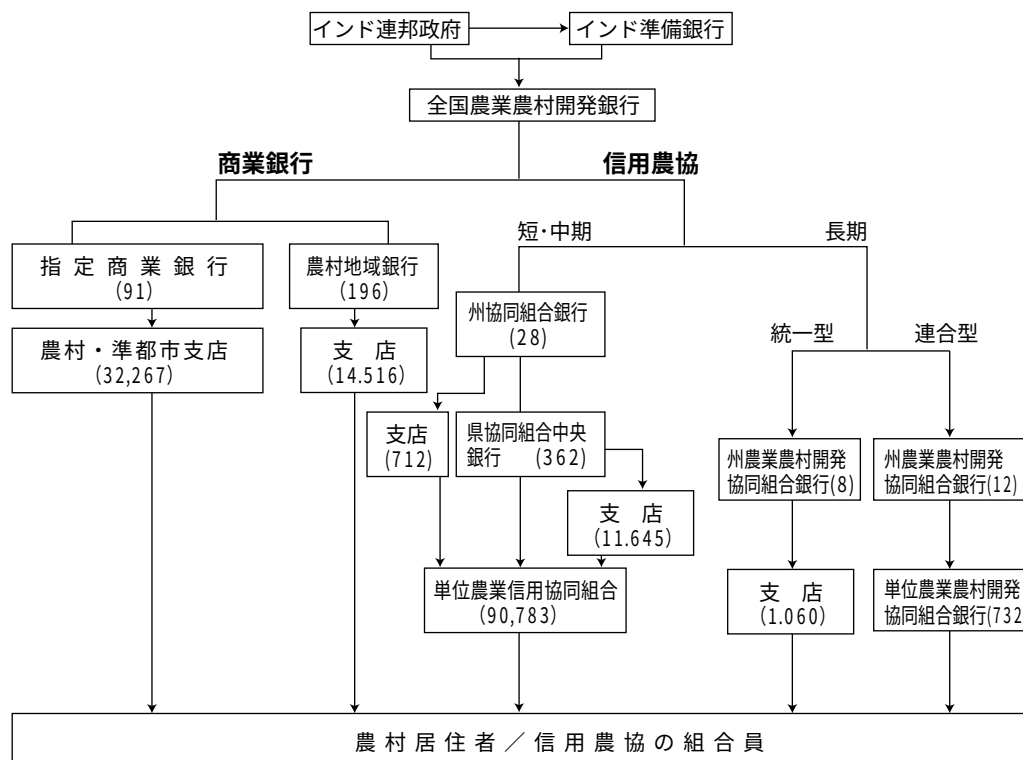
かし、農産物販売事業や加工事業に携わる農協はほとんどない（販売事業は2%，加工事業は0.02%）。生産資材（特に肥料）や消費財の共同購入を行う多目的組合は、県協同組合中央銀行の会員であると同時に、肥料協同組合や消費者協同組合などの会員でもあり、それらから物資を調達して組合員などに販売している。

村落レベルにはりめぐらされ、農村世帯の約7割を組合員とする単位農業信用協同組合は、農業増産に不可欠な肥料などの購入に必要な短・中期資金を融資することを主目的とする（95-96年度融資額の85%は短期、15%は中期）。それと同時に、約半数の単位農協は多目的な事業を営み、肥料・農薬

などの生産資材供給、必需生活品の廉価販売による生活安全保障の役割を担っている。

土地を担保として長期の融資を行うことを目的とするのが農業農村開発協同組合銀行である。灌漑用の井戸とポンプ、トラクターの購入などが融資の主な使途である。この信用農協組織の農村世帯組織率は、既にみたように約15%にすぎず、農業信用協同組合と比べてかなり低い。単位組合、あるいは州協同組合銀行の農村支店は、村落レベルではなくタルク（徴税地区）レベルにあり、一つの単位組合あるいは支店は、300以上の村、1万人以上の組合員を抱える大組織である。

第2図 農村金融システムの構造



出典 P.V.A Rama Rao, et. al., "Sustainable Rural Financial Institutions," *National Bank News Review*, 1997. April-June, p.17. に筆者が若干修正を加えた。

(注18) 久保田義喜「インド農村における協同組合の展開」久保田義喜・北出俊昭編『協同組合と農民組織』筑波書房、1995年、195頁、表3-4による。

(b) 成果

信用農協の第一の成果は、肥料や灌漑設備といった生産資材を購入するための低利資金を農家に供給し、場合によっては肥料など生産資材の現物供給も行うことで農業

生産の増大を導いたことであろう。農家への資金供給は、資本集約的な緑の革命が導入され普及するための決定的な条件であった。主要な信用農協で、農家に短期資金を供給する農業信用協同組合(単協)の伸張する様子は、第2表にみて取れよう。

農村で必要とされる資金を供給する上で、こうした信用農協が必ずしも十分でな

第2表 単位農業信用協同組合の発展

	単位	50-51年度	60-61	70-71	80-81	89-90	95-96
組合数 カバーされる村の比率	万組合 %	10.5 ...	21.2 75	16.1 94	9.4 97	8.8 97	9.2 100
組合員数 カバーされる農村世帯の推定比率	万人 %	441 9	1,704 30	3,096 36	5,765 57	8,120 62	9,047 67*
1組合当たりの平均組合員数	人	42	80	192	613	923	980
貯金額	億ルピー	0.4	1.5	6.9	29.1	128.4	379.0
運用資金	億ルピー	3.7	27.4	115.3	403.6	1,071.5	2,019.1
運用資金に占める貯金の比率	%	11.5	5.3	6.0	7.2	12.0	18.8
運用資金に占める借入金の比率	%	...	...	...	...	63.3	56.4
貸出金額	億ルピー	2.3	20.3	57.8	176.4	478.9	1,273.2
貸出金残高に占める延滞貸出比率	%	22	20	41	42	39	34

出典 Government of India, *Indian Agriculture in Brief 25th Edition*, 1994, p.102, NCUI, *Indian Cooperative Movement: A Profile*, 1998, National Federation of State Cooperative Banks Ltd., *Performance of Primary Agricultural Credit Societies 1995-96*, 等
(注) *の付いた数値は、94-95年度値。

第3表 耕作者世帯の負債残高に占める各種金融の割合

(単位 %)

	51-52年度	61-62	71-72	81-82
機関貸手による金融	7.3	18.7	31.7	63.2
政府	3.3	2.3	7.1	3.9
信用農協/協同組合銀行	3.1	15.5	22.0	29.8
商業銀行(農村地域銀行を含む)	0.9	0.6	2.4	28.8
保険会社	—	—	0.1	0.4
退職金積立基金	—	—	0.1	0.3
非機関貸手による金融	92.7	81.3	68.3	36.8
農民兼金貸し	24.9	36.0	23.0	8.3
職業金貸し	44.8	13.2	13.1	7.8
商人・仲買人	5.5	8.8	8.4	3.1
地主	1.5	0.6	8.1	3.7
親戚・友人	14.5	8.8	13.1	8.7
その他	1.8	13.9	2.6	5.2

出典 松本絹代「インド農村における機関貸手による金融の伸展と課題」『アジア経済』Vol.31, No.6-7, 1990年, 162頁。原典はRBI, *All-India Rural Credit Survey 1951-52*, *All-India Rural Debt and Investment Survey 1961-62*, *All-India Debt and Investment Survey 1971-72*, *All-India Debt and Investment Survey, 1981-82*.

(注) 筆者の判断で若干表現を変えてある。

かったことは、1969年の指定商業銀行(scheduled commercial bank)の国有化、75年の農村地域銀行の設立によって、政府が農業・農村に資金を流す新たなチャンネルを創造せざるを得なかったことに表れている^(注19)。しかし、前掲第1表が示すように、現在においても、特に短期融資分野において信用農協は大きな地位を占めており、農村に資金を供給する上で重要な役割を担っているといえよう。

こうした成果は、農民負債に占めるフォーマル金融機関借入の割合が高まっていることに表れている。最近のデータが手元にな残念だが、第3表をみる限り農家負債に占める機関貸手(フォーマル金融機関)の比率が着実に高まり、81-82年時点で非機関貸手(インフォーマル金融機関)のそれを上回るようになっていく。信用農協は、機関貸手の大きな部分を占めており、農村金融のフォーマル化に中心的な役割を担ってきたことがこの表からも明らかであろう。

(注19) インドの農村金融システムの発展の歴史と現状は、以下の論文に要領よくまとめられている。K. P. Agrawal, et. al., "Gearing Rural Credit for the Twenty-First Century", *Economic And Political Weekly*, Vol. 32, No. 42, Oct., 1997, pp. 2717-28.

b. 酪農協同組合

FAOの推計によれば、インドは、98-99年度に、アメリカを抜いて世界最大のミルク(牛乳のほかに、水牛乳や山羊乳を含む)生産国となった。インドの急速なミルク増産の一端を担ったのが、酪農協の発展である。

(a) 組織

アナンド型酪農協といわれる酪農協同組合は、インドの協同組合のなかで最も成功したものの一つとしてしばしば国内外から賞賛される。この酪農協は、インド最大の都市ボンベイの近郊にあって古くから酪農地域として発達したグジャラート州アナンドで1946年に始まった。それが、64年に当時の首相シャストリがこの酪農協を訪れて、その成功に感激し、酪農振興のために政府の肝いりで全インドにアナンドの酪農協システムを普及することになったのである。

65年には、アナンド型の酪農協を全国に広める政府機関として、全国酪農開発庁(National Dairy Development Board: NDDB)が設立された。そして70年から、国中をミルクで浸すという意味で付けられたであろう洪水作戦(Operation Flood: 以下「OF計画」という)と呼ばれる酪農発展計画が、これまで3^(注20)次にわたってNDDBにより実施されてきた。

インドの酪農協の大半を占めるアナンド型酪農協の組織を簡単にみてみよう。アナンド型酪農協は、「村レベルの単位酪農協」「県連合会」「州連合会」と、基本的には三段階の組織構造を持つ。全国に7.7万ある単位酪農協は1組合が1村を活動範囲としているとして、56.9万ある全村の13.5%をカバーしている。1組合の組合員数は、平均126人ほどである(前掲第1表参照)。

単位酪農協は組合員である農民への酪農技術の普及、(水)牛の人工受精サービス、

濃厚飼料の販売を行うとともに、毎日持ち込まれたミルクを買い入れ、保冷し、県連合会に売却する。融資など信用事業は行わない。県連合会はミルクの近代的な処理・加工場をもち、ミルクの殺菌、パック詰め、余ったミルクの乳製品（バター、ギーと呼ばれる食用油、脱脂粉乳、アイスクリーム、等）への加工を行い、販売も行う。州連合会は、こうしたミルクや乳製品の販売を全国レベルで促進することを主な目的としている。

（注20）洪水作戦（Operation Flood）については、中里亜夫「インドの協同組合酪農（Coop-

erative Dairying)の展開過程—OFプロジェクトの目標・実績・評価を中心に—」『福岡教育大学紀要』第47号、第2分冊、社会科学編、1998年、101～116頁が要領よくまとめている。

また、アナンド型酪農協の育て親ともいえるV. クーリエンによる著書（久保田義喜訳『インドの酪農開発—果てしなき夢—』筑波書房、1997年）も参照。

（b）成果と限界

第4表が示すように、1970年から始まったOF計画によって酪農協の設立が進み、組合員数も急速に増大した。当初はアナンド型モデルの発祥の地であるグジャラート州の組合が圧倒的に多かったが、それが現在

第4表 アナンド型酪農協の成長

（単位 組合、万人、万トン、%）

	酪農協数			酪農協組合員数			酪農協年間ミルク集荷量			ミルク総生産量	酪農協推定集荷率*
	75-76年度	85-86	96-97	75-76	85-86	96-97	75-76	85-86	96-97	90-91	90-91
ハリヤナ州	201	2,867	2,347	1.9	15.3	16.3	0.1	6.1	4.9	320.0	1.5
ヒマチャルプラデシュ州	0	98	250	0.0	1.0	1.5	0.0	0.4	0.5	57.3	1.0
パンジャブ州	0	4,094	6,032	0.0	22.1	34.7	1.3	15.6	25.4	514.2	4.9
ラージャスタン州	202	3,813	5,248	1.8	22.3	37.6	2.2	23.9	19.7	433.9	4.5
ウッタールプラデシュ州	207	3,701	10,816	0.2	21.1	57.5	0.8	12.2	23.5	969.2	2.4
北部地区	610	14,573	24,693	3.9	81.8	147.6	4.4	58.2	74.0	2,294.6	3.2
アッサム州	0	125	122	0.0	0.1	0.2	0.0	0.2	0.1	65.3	0.2
ビハール州	33	1,030	2,665	0.1	2.2	13.6	0.3	0.9	7.0	313.2	2.2
オリッサ州	0	352	1,129	0.0	1.4	7.9	0.0	0.3	2.4	47.0	5.2
シッキム州	0	112	137	0.0	0.3	0.5	0.0	0.1	0.2	2.8	7.8
トリプラ州	0	75	80	0.0	0.4	0.4	0.0	0.1	0.1	2.9	2.5
西ベンガル州	173	1,024	1,337	0.6	5.6	8.6	0.7	4.5	4.9	291.2	1.7
東部地区	206	2,718	5,470	0.7	10.0	31.2	0.9	6.1	14.8	722.4	2.1
グジャラート州	2,552	8,356	11,900	44.1	119.4	201.9	29.1	82.5	141.8	352.5	40.2
ゴア	0	56	155	0.0	0.7	1.6	0.0	0.4	0.8	2.5	32.1
マディヤプラデシュ州	11	2,283	4,152	0.0	10.3	21.0	0.0	7.0	6.8	470.0	1.5
マハラシュトラ州	190	2,617	5,807	1.5	66.7	113.4	2.0	64.2	77.6	373.5	20.8
西部地区	2,753	13,312	22,014	45.6	197.1	337.9	31.1	154.2	227.0	1,198.5	18.9
アンドラプラデシュ州	77	3,158	5,338	0.9	28.0	70.7	0.7	21.5	23.3	301.0	7.7
カルナータカ州	103	3,236	7,419	0.8	48.1	143.4	0.4	19.2	51.5	238.9	21.6
ケーララ州	0	535	1,462	0.0	8.8	38.2	0.0	3.8	11.4	169.0	6.7
タミルナード州	784	4,958	7,870	4.2	72.8	189.2	4.6	27.1	44.4	337.5	13.2
ボンディシェリー	0	62	82	0.0	1.2	2.3	0.0	0.6	1.1	2.7	39.2
南部地区	964	11,949	22,171	5.9	158.9	443.8	5.7	72.1	131.7	1,049.1	12.6
全 国	4,533	42,552	74,348	56.1	447.8	960.5	42.2	290.6	447.5	5,371.6	6.9

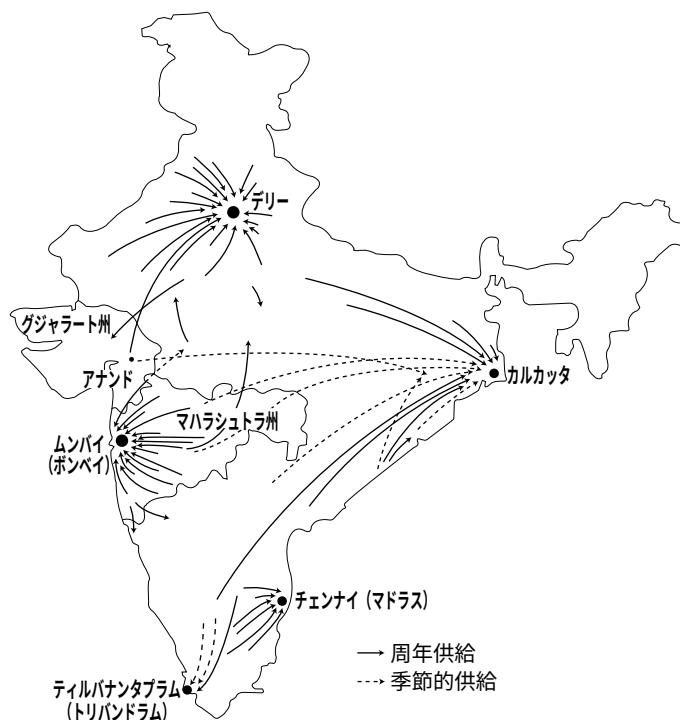
出典 National Dairy Development Board, *Annual Report 1996-97*, Vikas Singhal, *Handbook of Indian Agriculture*, Vikas Publishing House, 1995.

（注）*は、筆者の推定による。

ではインド各地に広がっている。それと併行してミルク生産量が急速に増加し、「白い革命」と呼ばれるようになった。特にアナンド型酪農協発祥の地であるグジャラート州や隣のマハラシュトラ州など西部地区では、ミルク生産量の相当量（グジャラート州では約4割、マハラシュトラ州では2割）が酪農協に集荷されている。これらの地域のミルク生産の増大が、酪農協の発展と密接に結びつくものであったことがわかるだろう。

こうしたアナンド型酪農協が果たした最大の貢献は、ミルク増産への寄与はもちろん、土地を持つ耕作者だけではなく、貧しい土地無しの農村貧困世帯が一頭、二頭と飼って得られるミルクを、村落レベルにある酪農協が安定した価格で買い取り、県レベルの近代的工場で殺菌・加工して、数百km、場合によっては2千kmも離れた消費地（大都市）に運ぶという流通網をつくり上げたことであろう（第3図）。私的商人に比較して安定した販路を農民に提供^{（注21）}しただけでなく、アナンド型酪農協の県連合会は近代的な加工工場を持ち、余剰ミルクをバターや脱脂粉乳などに加工することで供給の季節調整を行い、付加価値を付け、高い利益を生産者に還元する。しかも、乳牛や水牛の改良品種普及、医療サポート、濃厚飼料、飼育ノウハウらをパッケージとして供給することで、ある程度貧困層なども取り込んだ酪農開発が進んだといえよう。

第3図 酪農協組織による全国のミルク供給網
（1996-97年度）



資料 NDDDB, *Annual Report 1996-97*. P31.

（注21） ミルクの生産量には季節的変動が大きい。私的商人や企業は、ミルクが不足する時期には高い価格で買入れるが、過剰時期には、価格が安くなるだけでなく、買入れを拒否することもあるという。一方、アナンド型酪農協は、安定した価格で全量を買入れることを原則としている。

c. 製糖協同組合

最後に、インドで成功した農協として酪農協と並び称せられる製糖協同組合について成果を概観してみよう。この組合の特徴として注目されるのは、一つにはそれがサトウキビの栽培と砂糖の生産増大に果たした役割である。そしてもう一つは、この組合を核として、各種の協同組合（灌漑、酪農、信用、等）や病院、教育機関などまでも

が組織され、一種の協同組合地域複合体(complex)を形成し、地域社会の包括的发展において中心的役割を担うケースがみられることである。

(a) 発展の過程と砂糖生産における成果

マハラシュトラ州における最初の製糖協同組合は、独立直後の1950年に著名な経済学者であるD.R.ガドギルや協同組合主義者のV.L.メータらの指導の下でつくられた。^(注22)これが成功をおさめると、第1次5ヶ年計画中の54年にさらに12の製糖工場をつくるよう連邦政府から要請をうけたマハラシュトラ州政府は、それをすべて協同組合方式でつくことに決定した。

その後、協同組合による製糖工場は全国に広まり、マハラシュトラ州では現在(97年3月)設立許可を受けた製糖組合の工場は169、設立された工場は107となっている。これは、同州で設立許可を受けた全工場数175の97%、設立された全工場113の95%を占めている。製造された砂糖でも、マハラシュトラ州の砂糖のほとんどは製糖協同組合によるものである。

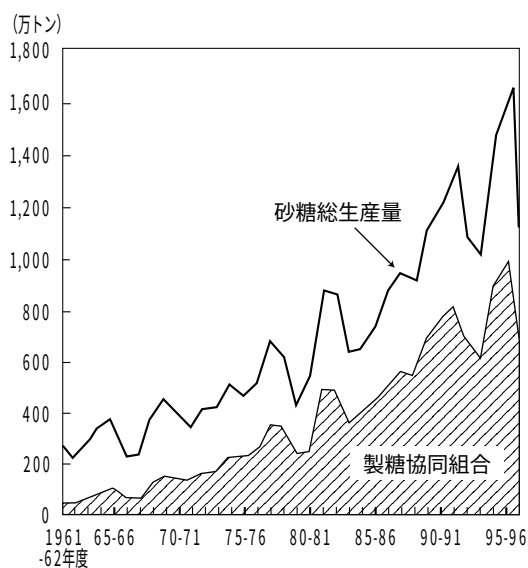
協同組合方式による製糖工場は、このマハラシュトラ州以外にグジャラート州、カルナータカ州など比較的新興のサトウキビ生産地で優勢だが、国内最大の伝統的な生産地であるウッタルプラデシュ州でも、かなりの地位を占めている。61-62年度から95-96年度にインドの砂糖生産量は273万トンから1,645トンへと6倍に増え、現在インドは世界の最大の砂糖生産国となってい

る。その増加分1,372万トンのうち実に917万トンは製糖協同組合によるものであった(第4図)。インドで砂糖生産の増大に果たした製糖協同組合の役割の大きさが理解されよう。現在、インドで生産される砂糖の約60%は、この製糖協同組合によるものである。

この製糖協同組合は平均13,600人の農家組合員を抱える大組織である。大規模で近代的な製糖工場を持つだけでなく、農民の間に灌漑組合を組織化して、サトウキビ栽培に不可欠な灌漑農地を拡大している。

次に、製糖協同組合によっていかに地域の農民が利益を得たかを、ごく簡単に確認しておこう。データはかなり古いが、70-71年度時点で、マハラシュトラでは組合員の構成をサトウキビ栽培面積で分類すると、1エーカー(0.4ha)未満が51%、1～2エーカー

第4図 インドの砂糖生産量と製糖協同組合



資料 National Federation of Cooperative Sugar Factories Limited, 37th Annual Report 1996-97. から筆者作成

第5表 マハラシュトラ州におけるサトウキビと雑穀の収益性の比較
(1986-87年度)

(単位 ルピー/ha)

	生産費			粗収益			純収益
	現金・現物費用	その他費用	費用合計	主産物	副産物	収益合計	
サトウキビ	9,319	5,306	14,625	18,076	1,582	19,658	5,033
雑穀	1,194	851	2,045	1,402	1,200	2,602	556
ソルガム トウジンビエ	1,166	922	2,089	1,520	643	2,163	74

出典 Indian Agriculture in Brief 25th Edition, Government of India, 1994.

こうした小農を中心とする組合員への所得貢献をみてみよう。非灌漑地における作物、例えばこの地域の主要な穀物である雑穀とサトウキビの収益性を比較すると、サトウキビ

第6表 フラナ複合体を構成する各種協同組合およびその他の団体

(単位 人)

	組合員数	被雇用者数*
製糖協同組合	14,394	1,543
製糖組合被雇用者協同組合	1,368	62
ワラナ養鶏協同組合	458	29
サヤドリ養鶏協同組合	45	18
酪農協同組合	12,876	857
ビシュワナート養鶏協同組合	158	60
工業女性協同組合	920	15
酪農組合被雇用者協同組合	1,030	9
消費者協同組合	6,013	240
消費者組合被雇用者協同組合	118	1
協同組合銀行	11,192	190
単位農業信用協同組合	...	...
灌漑協同組合	...	...
シュリ・ワラナ地域福祉開発財団	...	3
科学技術大学	...	122
高等学校	...	36
小学校	...	17
工業訓練学校	...	26
文・理・商科大学	...	132
労働福祉センター	...	6
図書館	...	1
リッジャット・パーパド・センター	...	3
シュリ・ワラナ女性会議	...	4

出典 杉野実「西部インド・マハラシュトラ州の製糖協同組合」『アジア経済』Vol.38, No.4, 1997年, 45~46頁

(注)1. 原典の表には単位農業信用協同組合と灌漑協同組合はないが、本文の内容から筆者が判断して、ここに加えた。

2. *は常勤のみで、季節被雇用者の数はここには含まれない。

(0.4~0.8ha) が23%と、組合員の4分の3は2エーカー未満の小農層で占められている。一方、5エーカー(2.0ha)以上層は、全体の6%と少数にすぎない。この製糖協同組合は主にサトウキビの作付面積が1haに満たない小農からなっている。

の収益性が非常に高いことが理解されよう(第5表)。製糖協同組合は、小農にも収益性の高いサトウキビの生産を可能とすることによって、農村貧困の緩和に一定の貢献をしたことは確かであろう。

(注22) マハラシュトラの製糖協同組合が始まった年については幾つか異なる情報があるが、ここでは以下の論文によった。杉野実「西部インド・マハラシュトラ州の製糖協同組合」『アジア経済』Vol.38, No.4, 1997年, 35~56頁。

(注23) 川上やまと「インド・マハラシュトラ州の製糖協同組合(続)」『明治大学短期大学紀要』第23号, 1978年5月, 39頁の表による。

(b) 協同組合複合体(complex)の形成と地域社会への貢献

インドの製糖協同組合のユニークな点は、それが大規模な製糖工場を核として、前方・後方連関の様々な産業で協同組合を組織化し、地域において協同組合の複合体を形成した組合がみられることである。例えば、複合体を形成している組合として有名なワラナ製糖協同組合は、組合指導者が各種の協同組合や教育・医療団体などを組織し、雇用を創り出し地域の経済活動を活性化しているだけでなく、社会開発事業においても活動の核となっているのである(第6表)。

(注24) 以下、杉野、前掲論文による。ワラナ製糖協同組合のほか、プラバラ製糖協同組合が有名である。

(3) インド農協の問題点

以上、計画経済体制のなかで成長してきた農協組織が、それなりに農村経済・社会の発展に貢献してきたことがわかったであろう。しかし、一方で農協組織が強い批判にさらされ、改革を迫られてきたのも事実である。以下、農協組織が抱えている問題点を、信用農協、酪農協、製糖協同組合を中心に、簡単にまとめてみる。

a. 経済発展への程度の貢献があったか

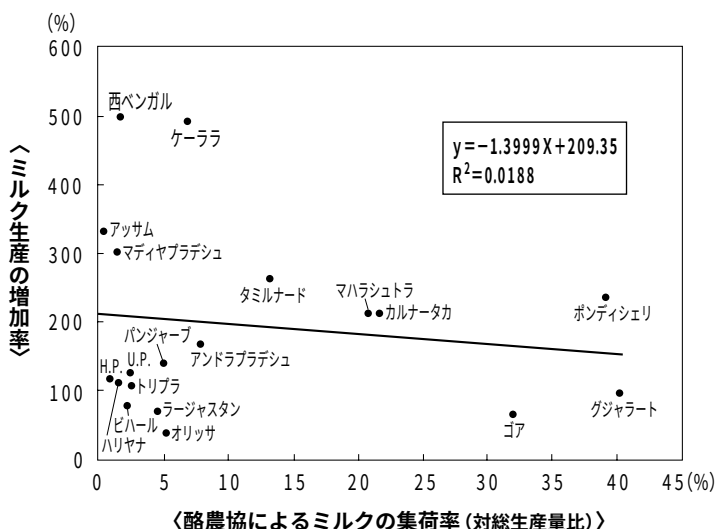
まず第一の問題点は、農協が農村経済発展の牽引車として社会的費用に見合う十分に効果的な役割を果たしたか、という疑問である。農協組織の興隆は、民間の商人や資本家の活動を禁止ないし制限して、事業における独占権や優先権を農協に与えたために実現したという側面がある。だから、この問いは、農協の存在意義を問う根源的な問題である。

まず、信用農協組織は、農村に資金を流す機関として保護・育成され、現在農村の全世帯の7割近くをカバーする大組織となっている。しかし、1969年には国有化された指定商業銀行が農村支店網を通じて農村に資金を流すことになり、75年に政策銀行である農村地域銀行が政府（連邦政府および州政府）

と指定商業銀行の出資で設立されたのは、信用農協が期待された役割を十分に果たしていないと判断されたからであろう。現在も農業・農村のフォーマル金融に占める信用農協の比重は急速に低下しつつある。信用農協は農村への効率的な資金供給機関としての存在意義を問われているといえよう。

生産増大への貢献という点では成功例といわれる酪農協に対しても、同様なことがいえよう。酪農協が組織する農家は農村世帯の7%程度と考えられ、市場流通の20%弱のシェアを持つ。しかし、各州のミルクの酪農協の影響力（集荷率）と近年のミルク生産量の伸び率の関係は明確ではなく、むしろ酪農協の力の強い州ほどミルク生産の伸びは小さいようにさえみえる。第5図が

第5図 州別酪農協のミルク集荷率と生産増加率の関係



資料 NDDDB, Annual Report 1996-97, Vikas Singhal, Hand book of Indian Agriculture, 等から筆者作成

- (注) 1. 酪農協の集荷率は、1990-91年度値。筆者推計。
2. ミルク生産の増加率は、1990-91年度値の71-72年度値に対する増加率。
3. U.P.はウッタルプラデシュ、H.P.はヒマーチャルプラデシュの略。

示すように、政府主導によるアナンド型酪農協の普及がインドのミルク生産の増大に与えた効果は、必ずしも明らかではないといえそうである。

(注25) 筆者の推計による。

b. 社会的影響（貧困問題の緩和）

インドの経済計画において、農村経済の発展の重要な担い手として農協が選ばれた理由は、それが組合員間の相互扶助の伝統を喚起し、それによって貧困層にまで政府のサポートを届かせることで、貧困問題の緩和をもたらすことを期待されたからでもあった。しかし、この点について、少なくとも直接の効果はかなり限定的であるという批判も強い。

信用農協については、農村世帯の7割近くを組織しているにもかかわらず、それが提供する低利資金が主に富裕層を利する一方、貧困層にかならずしも届いていないという批判が強い。農村金融の実態を調べた農村調査によっても、農協資金も含めたフォーマル金融の資金が主に農村の上層に流れる一方で、農業労働者や小農は、相対的に高利のインフォーマル金融に依存する傾向が強いことが明らかである。(注26) また、灌漑施設（井戸、ポンプ等）の設置、トラクターなどの農業機器購入のために長期資金を供給する農業農村開発協同組合銀行は土地を担保として融資しており、その対象が中・上層農に限られるのは当然ともいえよう。

一方、酪農は成長産業である上に、耕種

第7表 グジャラート州カイダ県のある村における土地所有とミルク生産の関係
—— 農地所有規模別 ——

(単位 戸, %)

	ミルク 生産世帯	非ミルク 生産世帯	合 計	ミ ル ク 生産世帯 の 比 率
大農	22	3	25	88
中農	27	5	32	84
小農	143	64	207	69
土地なし	52	120	172	30
合計	244	192	436	56

出典 B. S. Baviskar, "Dairy Co-operatives and Rural Development in Gujarat", D. W. Attwood, B. S. Baviskar(eds.), *Who Shares? Co-operatives and Rural Development*, Oxford, 1988, p. 354.

(注) 大農は5.71エーカー以上、中農は2.86エーカー以上5.71エーカー未満、小農は2.86エーカー未満の農地所有世帯。

作物に比べて土地依存度が低く、労働集約的であるため、土地を持たない貧困層にうってつけの農業分野である。酪農協は、こうした貧困層にどのような影響を与えたのだろうか。第7表は、アナンド型酪農協の発祥の地であり、酪農協が最も発達しているグジャラート州カイダ県の一農村の村人の土地所有面積と酪農への取り組みの関係を示したものである。農地所有階層では、大多数の農家が酪農に携わる一方（大農88%、中農84%、小農69%）、土地なし層のミルク生産者は30%にすぎない。酪農協の発展が農地を持たない貧困層の所得増加に与えた直接の効果は、限られたものであったといえよう。

製糖協同組合については、それが多数の小規模農家から構成され、サトウキビ栽培によって彼らの所得の飛躍的増加があったことはみてきた通りである。しかし、サトウキビの収穫と運搬に携わる膨大な季節労働者に対しては、その低賃金性や工場の付

属施設（病院・学校）へのアクセスが困難な
ことなどが批判されている^(注27)。また、製糖工
場にサトウキビを供給しているにもかかわらず製糖協同組合に加入することを認めら
れない多数の員外利用農民が存在し、彼ら
が組合員に比べて不利な立場に置かれてい
ることも指摘されている^(注28)。

これらから、様々な農協組織が農村貧困
の緩和に与えた影響は、一定の評価はでき
るものの、その効果は限定的であったとい
えよう。

(注26) 以下の論文では、信用農協が発達し
ているハリヤナ州において、村人の借入金
残高の6割がフォーマル金融機関起源で
あるもの、農業労働者や2ha未満層の小農
は借入の大半を農民や商人などからのイン
フォーマル金融に相対的に高利で依存
していることが実態調査から明らかにさ
れている。Surinder S. Jodhka, “Who
Borrows? Who Lends? Changing
Structure of Informal Credit in Rural
Haryana”, *Economic and Political
Weekly*, Vol.30, No.39, 1995.

(注27) 川上やまと、前掲論文。ただし、未
開発の遠隔地から契約でくる季節労働者
も、一般の農業労働者に比べれば賃金は高
いといわれる。

(注28) 杉野実「西部インド・マハラシュ
トラ州の製糖協同組合とサトウキビ栽培農
家間の内部対立」『協同組合研究』第18巻、
第1号、1998年10月、76～87頁。

c. 経営単位としての農協の自立性

もし農協が経済的に自立した経済
単位であったなら、その「失敗」あるい
は「低効率性」は、社会的にそう深刻な
問題ではないだろう。現在のインドの
各種農協組織が批判の対象となるの
は、それらが財政的に政府等から様々
な支援を受け、財政赤字、インフレな

どの要因となっているからである。例え
ば、最大組織の信用農業協同組合系統は、
地域差が大きいものの、多額の出資を州政
府から受け入れている。その政府出資比率
は、平均して州レベルでは11%、県レベル
では18%、村落レベル(単協)でも14%に達
する。特に、東部の貧困地域では、村落レ
ベルの単協でも政府出資比率が多く、州で
50%を超えており、組合員による自立した
協同組合とはとうていいえない(第8表)。

第8表 単位農業信用協同組合の資金構造と延滞率
(1995-96年度)

(単位 %)				
		出資金に 占める政 府の割合	運用資金 に占める 借入金比率	未返済率
州 ・ 連 邦 政 府 直 轄 地	ハリヤナ州	14.8	82.2	25.0
	ヒマチャルプラデシュ州	37.3	20.0	45.0
	パンジャブ州	13.2	63.2	16.8
	ラージャスタン州	28.4	55.8	32.5
	ウッタルプラデシュ州	22.9	78.0	38.5
	チャンディガル	27.0	13.6	71.6
	北 部 地 区	21.6	69.6	27.7
	アッサム州	0.0*	3.4	95.0
	ビハール州	54.9	91.6	73.8
	オリッサ州	43.3	51.0	57.1
	シッキム州	76.9	22.4	...
	トリプラ州	66.7	46.7	93.1
	西ベンガル州	35.3	56.5	26.6
	メガラヤ州	74.3	13.5	8.5
	ミゾラム州	83.0	3.7	86.4
	アルナーチャル・プラデシュ州	75.7	25.1	90.5
	東 部 地 区	44.0	55.6	53.0
	グジャラート州	2.4	61.0	28.1
	ゴア	55.6	46.1	39.9
	マディヤプラデシュ州	25.3	41.5	49.9
	マハラシュトラ州	2.2	67.8	44.0
	西 部 地 区	6.5	58.1	42.1
	アンドラプラデシュ州	49.4	83.1	47.1
	カルナータカ州	29.8	66.4	45.6
	ケーララ州	12.3	14.0	15.5
	タミルナード州	13.8	56.3	38.3
	ボンディシェリー	60.9	52.9	32.2
	南 部 地 区	19.1	43.0	31.1

資料 National Federation of State Cooperative Banks Ltd.,
Performance of Primary Agricultural Credit Societies 1995-96,
1997から筆者作成

(注) 1. 未返済率は、1995-96年度の返済要求額総額に占める未返済額の割合。
2. *の値については、間違いの可能性がある。

また、単協は一般に貯蓄動員力がきわめて弱く、運用資金の過半を連合会経由で政府系専門金融機関である全国農業農村開発銀行 (NABARD) から借り入れている。NABARD はまた、その財源のほとんどを中央銀行であるインド準備銀行や連邦政府に依存している。こうして供給された資金の回収率はきわめて低く、単協の返済率は短期資金で65%にすぎない。自立性が低い東部地域では、未返済率が90%を超える州もある。長期信用を扱う農業農村開発協同組合銀行も、成果は同様である(返済率は59%)^(注29)。結局、信用農協は、多くの場合、中央銀行が刷った紙幣を農村へ垂れ流すパイプの役目しか果たしていない。

酪農協の場合、その主な資金源は EU や国連・世銀など外国の援助とインド政府の財政である。全国酪農開発庁 (NDDB) が EU から援助として受け取った乳製品(脱脂粉乳、バター)を国内市場で販売して得た資金を使って、県レベルにミルクの近代的な処理工場を建設し、アナンド型酪農協の普及拠点としてきた。しかし、こうした酪農協組織はそのハイコスト性と不効率性を批判されている。

1986年に、アナンド型酪農協の発展のために資金的支援を続けてきたEU (EEC) と世銀は、その成果に対して非常に厳しい評価を下している^(注30)。その報告書によれば、条件の異なる地域に画一的なアナンド型の酪農協を上から押し付けることは、近代的ではあるがハイコストな酪農産業を生み出してきたという。

また、NDDBの最近の年次報告書は、現在全国に170ある県酪農連合会のうち、約50が経営不振の状態にあり、その経営改善のため中央政府および州政府の財政的支援がなされる予定であることを報告している^(注31)。活力がある自立した酪農協の育成には、ある程度の時間が必要とはいえ、更なる財政的支援を行わなければならない。

政府の介入に対して自立性が高いことで知られる製糖協同組合も、出資総額の64%は政府出資で(95-96年度)、資金的には政府依存がきわめて高い。多額の補助金や銀行融資をつぎ込んで設立し、設備の拡大をしてきたことが、批判の対象となっている。製糖協同組合が発達したマハラシュトラ州では、政府財源や銀行資金、灌漑用水など貴重な資源が合理的な根拠なくサトウキビ関連産業に使われており、作物としてのサトウキビ、そして産業としての製糖業はマハラシュトラ州の均衡の取れた産業発展にとって障害になってきたという者もいる^(注32)。

このように、政府に資金を依存し続けなければ存続できない多くの協同組合の経営的弱さと不効率性が問題になっているのである。

(注29) NABARD, *Cooperative Banking System An Overview:1996-97*, 1998, p.12.

(注30) Shalini Randeria, "Operation Flood : EEC Report Vindicates Critics", *Economic and Political Weekly*, Vol. 22, No. 25, 1987, pp. 997-98. 他方、中里亜夫の前掲論文によると、ほぼ同時期に出されたインド政府の評価レポートは、対照的にOF計画(第2フェーズ)の成果を高く評価している。

(注31) NDDB, *Annual Report 1996-97*, p.12. 必要な資金は20億ルピー(約60億円)で、各州政府および連邦政府が支出を折半するとされている。

(注32) H.M.Desarda, "Bane of Mushrooming Sugar Factories", *Economic and Political Weekly*, Vol. 36, No. 15, 1991, pp. 949-50. また、下の論文によると、マハラシュトラ州のサトウキビ栽培地帯では、地下水の過剰汲み上げにより、多数の村が飲料水の不足に苦しんでいるという。多田博一「インド② 小規模灌漑の発達」堀井健三ほか編『アジアの灌漑制度』新評論、1996年、352頁。

d. 官僚支配と「政治化」の問題

協同組合としての自立性が問われているもう一つの深刻な問題は、農協の「外部」、つまり官僚による農協支配と、協同組合の「政治化」である。農協が経営的に自立できず、資金を「パートナー」である政府に依存することで、農協運営の自立性は大きく損なわれている。現行の協同組合は、州政府（協同組合局）に農協の生殺与奪の権限を与えているだけでなく、州政府は農協の経営陣（役員、理事）の幾人か、しかも最も強い権限をもつ理事長や専務理事などを指名する権限を持つ。実際、農協の理事長や専務は、政府の役人あるいは政府に任命された者（政治家など）であることが多い。彼らは、州連合会などではIAS（インド行政職）という中央政府のエリート官僚や州政府の協同組合局から派遣された高級官僚である場合が多く、県連合会でも位の低い協同組合局の役人であることが多い。^(注33)

村落レベルにおける単位農協は、役人が直接組合経営にかかわっているという情報はないが、単協で最も重要な常勤の書記（Secretary）が県連合会から派遣された職員である場合もあり、組合員自身の組合というより、県連合会の支店的側面が強いよう

に見受けられる。

官僚支配とならんで、協同組合の自立を妨げていると批判されるのが、その「政治化（politicization）」である。支援という名目で多額の政府資金が流れ込む農協は、大きな利権を生むため、汚職の温床となりやすい。また、有権者である多数の農民に影響を与える力を持つだけに、政治家にとっても大きな魅力がある。票集めのために人気取り的な政治風潮（populism）が強い現在のインドの政治状況では、政治家が経済原理に反するような公約を掲げて選挙に臨み、当選後にはそれを実行してしまうことがしばしば行われている。

農協の「政治化」の例としてよく知られているのが、マハラシュトラ州の製糖協同組合と州政府や支配政党との強い結びつきである。^(注35) 製糖協同組合の設立と運営は、大きな利権を関係者にうむ。ある批判によれば、製糖協同組合の設立を推進する政治家（Promotor）には、設備（土地、工場設備）の購入費用の10%、3,000万ルピー（約9,000万円）が手数料として入るとい^(注36)う。こうした利権をめぐる組合幹部と政治家が強く結びついていることが同州で製糖協同組合が発達した大きな理由であると言われるのである。

また、1989年の総選挙の公約として国民戦線（National Front）が掲げ、政権獲得後に全国レベルで実行した金融機関からの農業資金借入の返済減免政策も有名である。90年に実施された農業農村負債救済計画（Agriculture and Rural Debt Relief Scheme

：ARDRS)では、金融機関によって返済を免除された負債は額で782.5億ルピー（2,350億円）、利益を得た負債者の数は3,200万人であった。これは、当時の農業融資の借入者の52%、農業融資貸出残金の3分の1に達したという。^(注37)選挙で勝つために金融機関負債の減免はあちこちの州で頻繁に行われている。これは、農家など一般の人々に更なる減免策への期待を抱かせ、信用農協をはじめとする農村の金融機関への返済率を低下させる大きな原因の一つとなってきた。^(注38)経済原則に反した農協の「政治化」が、農協経営の健全な発展を阻む大きな障害となっているのである。

(注33) 1994年時点で、全国に359ある県協同組合中央銀行のうち、80銀行(23%)では理事会が解散され、協同組合局の役人が直接運営していた。また、152の銀行(42%)では、専務(Chief Executive Director)が政府によって任命されていた。B.N.Kulkarni, "Issues in Institutional Development in Co-operative Credit", B.M.Desai (Ed.), *Agricultural Development Paradigm for the Ninth Plan under New Economic Environment*, Oxford & IBM, 1997, p.806.

(注34) 筆者が訪れたハリヤナ州の農協(単協)では、職員(4人)の中で最も大きな権限を持つ書記(Secretary)は、県連合会(県協同組合中央銀行)からの派遣職員で、給料も連合会が支払っていた。また、カルナータカ州の単協は、書記は県連合会からの派遣であったが、給料は派遣先の組合から出されていた。西ベンガル州の単協は、全職員は組合の雇用で県中央会からの出向者はいなかった。このように、農協の事情は州により大きく異なる。

(注35) D.W.Attwood, "Social and Political Pre-conditions for Successful Co-operatives: The Co-operative Sugar Factories of Western India", D.W.Attwood and B.S.Baviskar(ed.), *Who Shares? Cooperatives and Rural Development*, Oxford, 1993, pp. 69-90. 地域の実力者にとって、製糖協同組合の幹部となることは、政界への第一歩である。「支配政

党と結びついた大組合理事には不可能の文字はない」ほど強い政治的権力を組合幹部は持つという。川上やまと、前掲論文。

(注36) H.M.Desarda, op.cit.

(注37) H.S.Shylendra and RBI Endowment Unit, *Farm Loan Waivers: A Distributional and Impact Analysis of the Agricultural and Rural Debt Relief Scheme*, 1990, Working Paper 86, Institute of Rural Management Anand, 1995, p.1.

(注38) *Ibid.*

4. 経済自由化のなかで 転換を迫られる農協組織

(1) 自由化のなかで変わる農協の環境

1991年、湾岸戦争によって輸入原油が高騰し、中東への出稼ぎ労働者からの送金が途絶えたことなどから、インドは深刻な外貨不足に見舞われた。このことを直接の契機として、インドは構造調整政策の受け入れを条件としてIMFから融資を受け、経済自由化へ向けて大きく舵を切ることになった。経常赤字と財政赤字の削減をめざし、規制緩和・自由化を主な手段とする抜本的な経済改革が、以来続いている。

こうした自由化の流れは、農業分野にも着実に広がっており、政府の保護と支配の下で成長してきた各種農協組織にも大きな影響を与え、根本的な体質の転換を迫っている。^(注39)既に様々な形で農協をめぐる環境の変化がおきている。以下は、その主なものである。

(注39) 実はインドでも経済自由化の流れは1980年代半ばから強まっており、農協組織の改革についての本格的な議論も91年以前から始まっていることに注意したい。既に89年にはインド準備銀

行(中央銀行)の委員会が信用農協を含む農業金融改革を提言している(*A Review of the Agricultural Credit System in India*)。新農協法案策定委員会も、1990年に設置されている。91年以降のIMFや世銀主導の本格的な自由化は、こうした改革の動きに拍車をかけたといえよう。

a. 産業規制の緩和・撤廃による競争の激化

既にみてきたように、インドの協同組合は長い間ライセンス制度による産業統制のなかで独占権あるいは優先権を与えられ、保護されてきた。経済自由化は、こうした産業統制の緩和を主要な柱の一つとしている。従来協同組合の独壇場だった分野に国内外の民間企業や私的商人が容易に参入するようになり、農協はそれらの民間セクターとの激しい競争に放り込まれることになった。

1991年には、ミルクの加工と販売がライセンス制を廃止され(delicensing)、この分野への民間セクターの参入が大挙して行われた。この結果、従来大きなシェアを持っていた酪農協はシェアを落とし、村落レベルの酪農協のなかには危機に陥るものもで(注40)ているという。あまりに急激にミルク産業への参入が増えたため、政府は92年に大規模な企業の規制を強めたが、ネスルなど巨大多国籍企業が更なる規制緩和を求めており、酪農協セクターは危機感を強めている。

製糖産業については製糖協同組合の反対が強かったが、98年8月、とうとうライセンス制は廃止された。また、政府はそれ以前からもライセンスの取得要件を緩和し、数多くの新工場が製糖業に参入しつつある。そして、その多くは民間企業である。

ライセンス制廃止前の96-97年度には81の新しい工場が操業ライセンスを受けたが、既にうち46(57%)が民間セクター、協同組合は27(33%)、政府企業は8(9%)であった。^(注41)96-97年度末に操業中の民間製糖工場の割合が33%に過ぎないことを考慮すれば、産業統制の緩和によって製糖業で民間セクターが急速に成長していることがわかるだろう。ライセンス制が廃止された現在、製糖業への民間企業の参入は一層進むと考えられ、古い設備を持つ製糖協同組合は苦戦を強いられるであろう。

(注40) 中里垂夫、前掲論文、113頁。

(注41) National Federation of Cooperative Sugar Factories Limited, *37 th Annual Report, 1996-97*.

b. 緊縮財政による農協保護の削減

自由化による環境変化としてもう一つ重要なのは、政府がめざす均衡財政政策の推進であろう。周知のように、均衡財政の実現は構造調整政策の最大の柱の一つである。^(注42)付加価値税の導入など、財源の拡大が図られる一方、財政支出を極力抑える緊縮財政措置がとられてきている。財政赤字の大きな要因となっている赤字公企業を閉鎖する動きもあり、もう一つの赤字要因である農業などへの多額の補助金を削減しろという声が高い。農業補助金の大きな部分を占める肥料や農業用電力(主に灌漑用)への補助金の削減圧力はきわめて高い。

こうした一連の財政支出削減の動きのなかで、多額の補助金を注ぎ込んできた農協への批判が高まるのは自然のことである。

う。今後、農協に対する政府の支援は削減
(注43)
される可能性が高い。政府の支援なしに、
多国籍企業も含めた民間企業と市場で対等
に競争できる体質への農協の転換が急務と
なってきたのである。

(注42) IMFや世銀はインドの財政赤字削減を繰
り返し迫っている。*Financial Express* 紙、
(1998年10月1日)による。インドの農作物の中
で、最も高い保護を補助金として受けているの
は、製糖協同組合の下で発展してきたサトウキビ
だという。Deepak Nayyar and Abhijit Sen,
“International Trade and the Agricultural
Sector in India”, G. S. Bhalla (ed.),
Economic Liberalization and Indian Agriculture,
Institute for Studies in Industrial Develop-
ment, 1994, p. 81.

(注43) NCUIの元専務B. D. Sharma氏の話では
2003年には協同組合への政府支援はなくなる予
定とのことである。詳細は不明だが、協同組合に
対する政府の資金的援助が今後減少する傾向に
あるのは間違いないだろう。

(2) 自立と競争力強化をめざす農協

こうした状況のなかで、農協の危機感は
高まったものの、「ほとんどの農協はどうし
(注44)
ていいか分かっていない」状況だという。
それでも、自立と競争力強化をめざし、組
織の存続をかけた努力が始まっている。こ
こでは、そうした動きをごく簡単にまとめ
てみよう。

(注44) B. D. Sharma氏の話。

a. 農協の事業規制の緩和

自由化の流れは避けられないとしても、
農協側セクターの不満は、「農協には民間セ
クターにはない規制が多く、市場で民間セ
クターと対等に競争できる状況にない。農
協の事業も民間セクター並みに規制を緩和

されるべきだ。」というものである。こうし
たなかで、各種農協の事業も規制緩和が進
み、自由になってきた。

例えば、信用農協では、金融自由化の流
れを受けて、金利の自由化や貸出先の自由
化、預金業務の開始、などが進んでいる。
1994年には、信用農協でも小額融資(25,000
ルピー以下)を除いて貸出金利と貯金金利
が自由化された。また、優先部門(農業、農
村小工業等)以外への貸出が緩和され、信用
農協が利益をあげられるような構造になり
(注45)
つつある。

手厚い保護と引き換えに、一定比率の砂
糖を安価で政府に供出してきた製糖協同組
合でも、民間企業との競争力を高めるた
め、政府への供出比率を下げ、一般市場で
自由に販売できる砂糖の比率を高めるよう
運動している。

(注45) 農業・農業関連貸出による損失を利子率が高
い農外貸出によって、補填できる商業銀行と違
い、信用農協は農外貸出を規制されてきた。その
ため、低利で返済率の低い農業・農業関連貸出に
よる損失がたまる構造になっていた。

b. 「新協同組合法」制定の動き

農協が自立的な発展を遂げる上で最大の
障害は、農協経営に対する政府の過剰な介
入だというのが、ほとんどの農協関係者の
間で共通した認識となっている。現行の協
同組合法では、協同組合に対する政府の出
資や役員の派遣、理事会の解散権など強大
な権限が州政府(協同組合局)に付与されて
いる。そこで、農協を含むすべての協同組
合を政府介入の桎梏から解放するため、協

同組合原則に基づいた新しい協同組合法の制定作業が進んでいる。

計画委員会（中央政府機関）が1990年に組織した「新協同組合法案策定委員会」は、翌91年5月に「州協同組合模範法案（Model State Cooperative Societies Bill）」を提出した。これは、主に以下の点で従来の協同組合法と異なる、画期的な法案であった。^(注46)

- ①強大な権限を握っていた政府（協同組合局、特に協同組合登録官: Registrar）の権限を大幅に縮小し、協同組合経営への介入ができないようにした。
- ②政府が出資（equity）の形で協同組合に資金を提供することを禁止した。
- ③政府の役人が協同組合組織のポストにつくことを禁止した。
- ④協同組合が正常に機能するのを指導する機関として、連合会の責任を大きくした。

これは、協同組合原則に基づいて、協同組合は組合員の主に経済的利益を促進するための民主的経営による自立した組織と規定し、政府は基本的にそこから手を引くことを明確にした画期的な法案である。政府のパートナーとして、協同組合を政策実現の手段としてきた協同組合政策の大転換をめざしたものといえよう。

この法案に対しては、高い市場競争力を持ち、経営への政府介入を強くきらう酪農協セクターなどで強い支持がある。しかし、インドの協同組合はまだ経営的に自立できず、政府の直接的な支援が当面はまだ必要だという役人の反対が強いようであ

る。また、急進的な改革にしり込みをする協同組合セクターの指導者もあり、この法案はまだ国会を通過していない。

しかし、既に95年には、アンドラプラデシュ州がこの新協同組合法案に基づいた独自の協同組合法を制定している。^(注47)グジャラート州やマハラシュトラ州など協同組合運動が盛んな州でも、政府からの自立に向けて動きが活発になっている。新しい協同組合法の制定は、中央政府レベルでも、州政府レベルでも後戻りできない流れとなっているといえよう。

(注46) Planning Commission, *Report of the Committee on Model Cooperative Act*, 1991による。

(注47) 協同組合は州政府の所管事項であり、州ごとに協同組合法が制定される。アンドラプラデシュ州には現在2つの協同組合法が併存しており、政府出資を受けている組合は現在も旧法によって政府の統制を受ける。

c. 連合会機能の強化

権限を大幅に縮小する政府に代わって、単位農協が健全に運営されているかをチェックしたり定期的な監査を行うため、また資金供給の役割を担うため、農協の連合会の機能強化が期待されている。こうしたなかで、信用農協など信用協同組合組織（都市の信用組合を含む）では、全国レベルで独自の中央銀行であるインド協同組合銀行を、1993年に設立した。しかし、その業務が政府特殊銀行のNABARDと重なると危惧されるため調整が難航し、営業はまだ開始されていない。

d．新たな政府管理の模索

以上のように、自由化の流れのなかで、農協に対する政府の資金支援と経営介入は将来大幅に低下すると考えられる。しかし、それは単なる自由放任主義への移行を意味するのではなく、一方で、政府による新しい農協の管理・保護のあり方が模索されている。

例えば、金融機関である信用農協に対しては、健全経営規則 (Prudential Norm) として自己資本比率の充実や流動性の確保を求めたり、貯金保険制度の整備の模索などである。作物の不作時の対策としても、金融システムの基盤を破壊しかねない。債務の帳消しではなく、作物保険制度を充実する方向にある。

単なる規制緩和だけではなく、農協組織が自立した経営体として健全に発展できるような新たな政策的な枠組みを模索する動きも始まっているといえよう。

5．おわりに

a．市場経済化のなかで転換期を迎えた農協

現在、インドの農協組織は大きな転換期に直面している。それはまた、インドが独立以来とってきた経済体制の大転換、すなわち経済計画に基づく国家主導的な統制経済から、市場メカニズムを柱とする自由主義経済への転換に対応するものである。国家の手足として成長してきた農協組織は、この経済体制の転換によって、国家の不可

欠なパートナーとしての役割から解放されつつある。もはや農協は、農村経済の発展に唯一不可欠の存在ではなく、政府にとっても農家・農村居住者にとっても、幾つかの選択肢の一つにすぎない。こうしたなかで、既にみてきたように生き残りをかけた農協の新しい模索も始まっている。

激しさを強める市場競争のなかで、どれだけの農協が将来存続し、社会的存在意義を見いだしていけるか、楽観はできない。都市近郊や酪農地帯などでは、協同組合発展の好条件がそろっていると同時に、民間企業や伝統的商人との競争も激しくなりそうである。

b．市場原理だけでは解決されない問題

しかし、コスト意識が高くしかも長期的視点に欠ける民間セクターが、どの程度貧困層や貧困地域まで巻き込んで均衡のとれた経済発展を導いていけるか疑問であろう。また、都市部から遠く離れた僻村や貧困地帯などでは、農協の発展条件も少ないが、それに代わる民間セクターの自然発生的な活性化が期待できるかについても疑問が多い。このように、農村経済を全くの市場メカニズムに委ねることは、たとえそれが条件のよい地域で経済活性化をもたらすにしても、貧富の格差や地域格差の拡大をもたらす可能性も高いとみなければならぬだろう。

市場で民間セクターと競争するために、農協が自立性と効率性の向上をめざさなければならないのは、これからのインドでは

当然のことである。しかし、経済的に自立できない農協が、即、社会的に存在価値が無いとは、しばらくの間インドでは言えないのではないか。現在インドの人口10億人の3～4割が貧困線以下の生活をしており、その大多数は農村に居住している。インドの識字率は1991年で平均52%（男性64%，女性39%）に過ぎず、農村部ではその率はさらに低い。彼らの多くは、事業を始めるための資金を持たず、担保となる土地を持たないために、銀行融資にはアクセスできない。

弱肉強食の市場メカニズムのなかでは、こうした人々はそもそもスタート地点から都市や農村の富裕者、中間層などと比べて大きなハンディを背負っている。経済発展における地域的な格差の拡大も深刻である。

c. 政府の役割と農協の可能性

政府が、市場メカニズムが解決できないこうした階層的そして地域的な不均衡をある程度緩和し、均衡ある発展をめざすものとしてまだ存在意義を持つとすれば、^(注48)それは何らかの形で社会に介入していかなければならない。その時、市場で民間企業と対等に渡り合える自立した農協とは別に、条件不利地域や社会的弱者の集団の発展を目的とする社会・経済インフラとしての農協の存在意義もまたあることになるのではないか。

ただ、計画経済体制下50年の農協の歴史で明らかになったのは、こうした役割においても、主体性を持たない農協の成果は満

足できるものではなかったことである。インドの新生農協が将来社会のなかで存在意義を見いだしていけるか否かは、協同組合の強みを発揮し、民間セクターやNGOなどと同じ土俵で競合するなかでどれだけの成果を出せるかによるだろう。そしてその成果を大きく左右するのは、農協組織が専門性と効率性を高めると同時に、協同組合の本質である広範な組合員の主体的で積極的な運営参加を喚起できるか否かではないだろうか。

現在インドで進行中の国家主導型計画経済から自由主義経済への転換は、巨大なインド農協組織の終焉を意味するのではなく、新しい農協の出発を意味するものだと考えたい。新しい経済体制のなかで必要とされるのは、協同組合の特製を活かし、市場のなかで競争力を持つ農協、そして社会的弱者や後進地域が発展し自立するために、政府の対等なパートナーとなれるような主体性を持った農協であろう。インドにそのような農協が発展する条件が果たしているのか、あるいはどうしてもそのような条件をつくり出せるのか、その検討は今後の残された課題である。

(注48) 最近の経済学では、古典主義的な前提と異なり、収穫逓増原理が広く受け入れられつつある。単なる市場原理にまかせるよりも、政府やNGOなどが社会的弱者や貧困地域の開発の牽引車となったり、政府が幼稚産業の保護をする理論的根拠がここから生まれる。村上泰亮『反古典的政治経済学』中央公論社、1992年、絵所秀紀、前掲書などを参照。

＜参考文献＞

- ・久保田義喜，北出俊昭編『協同組合と農民組織－タイ・インド・日本－』筑波書房，1995年
- ・佐藤宏ほか編『もっと知りたい インド I』弘文堂，1989年
- ・西口章雄，浜口恒夫編『インド 経済－発展と再編－』世界思想社，1986年
- ・伊藤正二，絵所秀紀『立ち上がるインド 経済』日本経済新聞社，1995年
- ・J. ネルー著，辻直四郎ほか訳『インドの発見（下）』岩波書店，1956年
- ・斎藤仁『農業問題の展開と自治村落』日本経済評論社，1989年
- ・尾崎彦朔編『第三世界と国家資本主義』東京大学出版会，1980年
- ・J.R. ヒックス著，新保博ほか訳『経済史の理論』講談社，1995年
- ・山尾政博「東南アジアの農村協同組合政策の変遷とその特徴」『協同組合研究』Vol.12, No.2, 1993年，72～83頁
- ・内田晴夫，河合明宣「バングラデシュにおける開発と住民参加」『放送大学研究年報』第14号，1996年，49～73頁
- ・川上やまと「協同組合と農村貧困層－インド・マハラシュトラ州の場合－」『明治大学短期大学紀要』第18号，1974年，34～50頁
- ・川上やまと「インド・マハラシュトラ州の製糖協同組合」『明治大学短期大学紀要』第22号，1978年，11～30頁
- ・山内明子ほか『インドの生協運動』（生協総研レポートNo.20），生協総合研究所，1998年
- ・Reserve Bank of India, *A Review of the Agricultural Credit System in India*, 1989.

（須田敏彦・すだとしひこ）